

## 第一種負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 支—●●●

令和 7 年 9 月●●●日

総務大臣  
村上 誠一郎 殿

郵便番号 101-0052  
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目 10  
 興信ビル 2 F  
いっぽんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会  
かいちょう しまだ あきら  
 会長 島田 明

電気通信事業法第 110 条第 2 項の規定により、第一種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

## 1 第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

- ② 前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超える事業者
- ③ 令和 7 年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下、「第一号算定等規則」という。）別表第 11 に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

NTT 東日本株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} ( \sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] ) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - ( Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn' ) \} \cdot Nn / Mn \\
 &\quad + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'
 \end{aligned}$$

$C$ は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,511,901,440 円]

$C_e$ は、NTT 東日本株式会社の補てん対象額 [=3,821,875,712 円]

$S$ は、支援業務費の額 [=65,052,279 円]

$n$ は、最終算定月 [=令和 8 年 1 2 月予定。以下、この計算式において同じ]

$t$  は、各月 (令和 8 年 1 月予定～最終算定月)

$Et$ は、 $t$ 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$ は、 $t$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$ は、1～ $Ft$ までの整数値をとる)

$Nt$ は、 $t$ 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $Nt$ は、 $N_{1t}$ ,  $N_{2t}$ , ...,  $N_{Ft}$ のうちの対応する値)

$Nn$ は、 $n$ 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $Nn$ は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ , ...,  $N_{Fn}$ のうちの対応する値)

$Mn$ は、 $n$ 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pet$ は、 $t$ 月の番号単価 (番号単価は、平成 1 8 年総務省告示第 4 2 9 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.17381252 円/月・番号]

$n'$  は、前年度の最終算定月 [=令和 7 年 1 2 月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$  は、前年度の各月 (令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月)

$Et'$  は、 $t'$ 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$  は、 $n'$ 月 (前年度の最終算定月) の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$ 月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる)

$Nin'$  は、 $n'$ 月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる)

$Nn'$  は、 $n'$ 月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $Nn'$ は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ , ...,  $N_{Fn'}$ のうちの対応する値)

$Mn'$  は、 $n'$ 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pet'$  は、 $t'$ 月の番号単価 [令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20325396 円/月・番号、令和 7 年 7 月～1 2 月の各月末の算定対象電気

通信番号に適用する番号単価は 1.80347094 円／月・番号〕

$Pen'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Ze$  は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

$C'$  は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

$Ce'$  は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,830,777,793 円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

NTT 西日本株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Nt] + \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Nn / Mn$$

$$+ Pwn' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn'$$

$C$  は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

$Cw$  は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

$S$  は、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

$n$  は、最終算定月（＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。）

$t$  は、各月（令和 8 年 1 月予定～最終算定月）

$Wt$  は、 $t$  月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft$  は、 $t$  月の負担事業者数

$Nit$  は、 $t$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$  は、1～ $Ft$  までの整数値をとる）

$Nt$  は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $Nt$  は、 $N_{1t}$ ,  $N_{2t}$ , ...,  $N_{Ft}$  のうちの対応する値をとる）

$N_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $N_n$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ , ...,  $N_{Ftn}$  のうちの対応する値）

$M_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pwt$  は、 $t$  月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.82618748 円／月・番号〕

$n'$  は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$  は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

$Wt'$  は、 $t'$  月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Wn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$  は、1～ $Ft'$  までの整数値をとる）

$Nin'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$  は、1～ $Ft'$  までの整数値をとる）

$N_n'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $N_n'$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ , ...,  $N_{Ftn'}$  のうちの対応する値）

$M_n'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pwt'$  は、 $t'$  月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.79674604 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.19652906 円／月・番号〕

$Pwn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Zw$  は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

$C'$  は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

$Cw'$  は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,536,585,902 円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

※ 各接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該第一種負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（３％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 各第一種適格電気通信事業者における「第一種負担金の額と当該第一種適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「第一種負担金等の額」という。）の当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（３％）を超える場合には、当該第一種負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和７年１２月）から変更となる場合、tにおいて「令和８年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

## ２ 徴収方法

### （１） 納付手段

第一種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

第一種負担金の振込手数料の負担は、第一種負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

### （２） 第一種負担金額の通知

第一種負担金の納付額等を相互に確認するため、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額
- ② 第一種負担金の納付期限
- ③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する第一種負担金額の通知については、第一号算定等規則第２７条第２項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以

降毎月行うこととする。

(3) 第一種負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに第一種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

第一号算定等規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。